

自転車・原動機付自転車・自動車について

1 自転車の使用及び通学について

- (1) 自転車通学希望者は「自転車通学許可願」を学校に届け出て許可された後、ステッカーを購入して、自転車の指定した場所に貼る。
- (2) 自転車通学者はヘルメットを着用すること。
- (3) 自転車は定められた位置に置く。

2 原動機付自転車（以下「原付」と称する）の免許取得について

- (1) 1年生の原付免許の取得は1学期終了まで認めない。
- (2) 免許取得のために学校を欠席することは認めない。長期休業期間等を利用すること。
- (3) 原付免許の試験を受験する際は、事前に担任に申し出て、「原付運転免許取得届」の用紙を受け取る。
- (4) 原付免許の取得後は「原付運転免許取得届」を提出し、運転免許証を提示する。

3 原付の運転及び通学について

- (1) 交通法規を厳守し、安全運転を心がけ、交通弱者の保護に努める。
- (2) 万一、事故・違反を起こした時は、「交通違反・事故申告書」を早急に学校へ提出する。
- (3) 下記の行為は禁止する。
 - ①原付の貸し借り
 - ②フルフェイス型やジェット型以外のヘルメットでの運転
 - ③校外放置
 - ④無許可通学
- (4) 原付の通学期間は、原則として4月の始業式から11月30日までとする。但し、天候や道路状況により期間を変更することもある。
- (5) 原付通学希望者は「原付通学許可願」を学校に届け出て許可された後、ステッカーを購入して、原付の指定した場所に貼る。
- (6) 原付は定められた位置に置く。

4 自動車・自動二輪車運転免許取得について

- (1) 運転免許の取得(受験・自動車学校入校)は、3年次1学期期末考査終了まで認めない。
- (2) 学校を欠席して自動車学校へ行ってはならない。長期休業期間・放課後を利用すること。
- (3) 運転免許取得に際し、事前に「自動車学校入学許可願」を提出し、許可を受ける。
- (4) 運転免許取得後は「自動車運転免許取得届」を提出し、免許証を提示する。
- (5) 自動車・自動二輪車による通学は禁止する。

5 交通違反指導について

生徒が交通違反及び本規程等に違反した場合には、教員は校長の指導・了承の下、当該生徒に対して特別な指導を行うことができる。

附則

平成 21 年 2 月 19 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 12 月 25 日一部改正